**いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘調理委託業務実施要領**

**１趣旨**

本町は、町立の特別養護老人ホームである偕楽荘における調理業務について、食の質の向上と業務の効率化を図るために民間事業者への委託を予定している。

いの町立の特別養護老人ホーム偕楽荘の調理委託業務については、関係法令に定めるものの他、この要領によるものとし、この業務委託にあたっては、あらかじめ事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

**２一般事項**

（１）業務名 いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘調理委託業務

（２）業務内容 「いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘調理委託業務仕様書」のとおり

（３）選定方法 公募型プロポーザル

（４）契約方法 随意契約

（５）履行期間 令和４年９月１日から令和７年８月３１日まで

（６）予算上限額 総額　１７，１０２万円以内（取引に係る消費税及び地方消費税含む。内訳についても同じ。）

　　　　　　　　　（内訳）

　　　　　　　　　　　３，３２５万円（令和４年度）※令和４年９月１日より令和５年３月３１まで

　　　　　　　　　　　５，７０１万円（令和５年度）

　　　　　　　　　　　５，７０１万円（令和６年度）

　　　　　　　　　　　２，３７５万円（令和７年度）※令和４年４月１日より令和７年８月３１日まで

（７）担当部署 いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘

〒７８１－２１１０　高知県吾川郡いの町１４００番地

電話０８８－８９２－１０８６（直通）ファクシミリ　０８８－８９２－１０９０

Ｅメール　h-honda＠town.ino.lg.jp

**３本業務に係る日程等**

（１）募集開始 令和４年５月２３日（月）

（２）参加意向申出書受付期間 令和４年５月２３日（月）から令和４年６月３日（金）まで

（３）参加資格確認結果通知日 令和４年６月７日（火）

（４）企画提案書受付期間 令和４年６月７日（火）から令和４年６月１７日（金）まで

（５）プレゼンテーション及びヒアリング審査

令和４年６月２４日（金）（予定）

（６）選定結果通知日 令和４年６月３０日（木）（予定）

**４参加資格**

（１）いの町の入札参加資格の停止措置を受けていないこと。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）いの町暴力団排除条例（平成２３年いの町条例第２号）に定める暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

（４）損害賠償保険に加入する者であること。

（５）公益社団法人日本メディカル給食協会と「代行保証契約」を締結する者であること。

（６）医療関連サービスマーク認定事業者であること。

（７）高知県内において、過去３年間継続して特別養護老人ホーム又は病院・福祉施設の調理業務の受託実績があること。

（８）過去３年間に、高知県内で衛生関係法令による営業停止処分など不利益処分を受けていないこと。

（９）本社又は支店等が四国内に所在すること。

**５　参加申出書の提出について**

（１）参加申出書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘（以下「偕楽荘」という。）から提供を受け又は本町ホームページからダウンロードし、次の書類を提出すること。

（ア）公募型プロポーザル参加申出書（様式１）

（イ）会社概要書（様式２-１）

（ウ）業務実績書（様式２-２）

（２）申出書の受付期間等

（ア）受付期間 令和４年５月２３日（月）から令和４年６月３日（金）午後３時必着

（イ）提出場所 偕楽荘

（ウ）提出方法 持参又は郵送（配達記録証明付き）

（３）参加資格審査

提出された書類により本プロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式３）」をファクシミリ又はＥメールで応募者に通知する。

**６　企画提案書の提出について**

本業務のプロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。

なお、提出書類の様式は、いずれも任意とする。

（１）提出書類

（ア）企画提案書（表紙及び企画書）

（イ）作業スケジュール表

（ウ）見積書（初年度及び次年度以降について、積算根拠がわかる内訳も記載すること）

（エ）公益社団法人日本メディカル給食協会の代行保証書の写し

（オ）医療関連サービスマーク認定事業者であることの証書の写し

（カ）過去３年間継続して、高知県内の特別養護老人ホーム又は病院・福祉施設の調理業務の受託実績があることを証する書面の写し

（２）提出部数

書類は全てＡ４版とし、（１）の（ア）から（ウ）までの書類にページ番号を付し一綴にしたものを

７部提出すること。なお、Ａ４版にし難い資料がある場合は、Ａ４版サイズに折り上げること。

（３）提出期間

　　令和４年６月１０日（金）から令和４年６月１７日（金）午後３時必着。

（４）提出方法及び提出先

　　持参又は郵送（配達記録証明付き）により、偕楽荘に提出すること。

（５）質問の受付と回答

　　仕様書、業務提案書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

（ア）受付期間及び受付場所

　 土曜日・日曜日・祝日を除く令和４年６月１０日（金）から午前９時から令和４年６月１６日（木）

午後３時までの間とし、受付場所は偕楽荘とする。

（イ）受付方法

「質問・回答書（様式４）」により、ファクシミリ又はＥメールで提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、提出後はその旨を偕楽荘に連絡し、確認を行うこと。

（ウ）回答方法

質問に対する回答は、ファクシミリ又はＥメールで行う。また、質問内容によっては、公平性の観点から応募者全てに回答すべき事項があれば、質問者以外にも質問と回答の内容を周知する場合もある。

**７　プレゼンテーション及びヒアリング審査について**

企画提案書の内容をより具体的に説明し、方針等を詳細に提案するための場として、プレゼンテーションとヒアリング審査を次の方法で実施する。なお、６により提出された企画提案書の内容と異なる趣旨説明や新たな提案及び追加資料等の提出は認めない。

（１）実施時間は、応募者１者につき説明３０分、質疑応答１５分程度とする。なお、参加者が１者の場合でも実施する。

（２）プレゼンテーション方法は提案者の任意とする。なお、パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、提案者側で準備すること。ただし、スクリーンは本町で準備するので、必要があれば予め申し出ること。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング審査への参加者は、責任者を含め４名以下とすること。

（４）プレゼンテーション及びヒアリング審査は、いの町役場本庁舎内の会議室を会場に、令和４年６月２４日（金）に実施する予定である。なお、開始時刻等は後日連絡することとする。

（５）プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、企画提案書の受付順とする。

（６）ヒアリング審査は、本町が定める本業務の評価基準に準じて、いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘における調理委託業務プロポーザル審査委員が行う。

（７）業務提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、公募型プロポーザル辞退届（様式６）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された業務提案書は返却しないものとする。

**８　委託業者の決定について**

（１）本業務に関する評価項目及び評価基準に準じて審査を行い、総合表点数が最も高い提案者と契約交渉を行い、委託業者を決定する。なお、総合表点数が最も高い提案者が複数ある場合は、見積金額の低い者を上位とする。また、審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集を行う場合もある。なお、委託業者の決定に係る審査の評価項目は次のとおりとする。

【評価項目】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 項　目 |
| １ | 経営理念と施設調理業務に対する方針 |
| ２ | 業務開始までの準備体制 |
| ３ | 業務従事者の資格及び確保 |
| ４ | 業務従事者の教育体制 |
| ５ | 衛生管理 |
| ６ | 食事の質の確保 |
| ７ | 食材の安全な調達 |
| ８ | 地産地消・地元業者への考え方 |
| ９ | 食中毒・災害発生時の対応 |
| １０ | 施設との連携・業務改善要求への対応 |
| １１ | 利用者ニーズの分析・対応 |
| １２ | 価格 |
| １３ | 独自提案 |
| １４ | ヒアリング |

（２）（１）より契約交渉を行った結果、辞退等の理由で契約が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

**９ ヒアリング審査結果について**

審査実施後、委託候補者を特定し、審査に参加した者に対し審査結果通知書（様式７）を送付する。なお、その通知日は、令和４年６月３０日（木）を予定する。

**10 プロポーザルの無効について**

次に該当する場合は、無効とする。

（１）業務提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合。

（２）業務提案参加申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が４で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合。

（４）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（５）２にある予算上限額を上回る見積書の提出があった場合。

（６）審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合。

（７）著しく信義に反する行為があった場合。

**11 その他**

（１）業務提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（２）偕楽荘厨房設備の見学を希望する場合は、事前に偕楽荘に申し込みを行い許可を受けること。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

（４）提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された業務提案書の内容は公表しないものとし、本業務以外には使用しない。

（５）審査結果の公表は行わない。